



長野県告示第375号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第376号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園(長野県飯田創造館を除く。)の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第377号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

白馬村

(2) 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城7025番地

2 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

スポーツ課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月26日

長野県松本建設事務所長 藤池 弘

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡筑北村西条字上手山2343番の61地先から東筑摩郡筑北村乱橋字切田2443番の4地先まで	旧	10.5~27.2 m	0.2898 km
同 上	新	10.5~27.2	0.2898
		12.9~41.7	0.3700

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月26日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 406号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市戸隠祖山字平5491番の1地先から長野市戸隠祖山字上土合152番の4地先まで	旧	4.5~44.8 m	2.6424 km
同 上	新	7.0~66.1	2.3639
		7.0~66.1	2.3639

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年1月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年12月26日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 上越飯山線
- 2 供用を開始する区間  
飯山市大字常盤690番の1地先から  
飯山市大字常盤1654番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和元年12月26日

道路管理課

長野県教育委員会告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、長野県山岳総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年12月26日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
一般社団法人長野県山岳協会事業管理
  - (2) 主たる事務所の所在地  
大町市平2161番地4
- 2 指定期間

選告示第44号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

令和元年12月26日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中  
 「特別養護老人ホーム 博仁会桜荘 長野市篠ノ井二ッ柳字大当1535  
 社会福祉法人新志福祉会 特別養護老人ホーム 長野市松代町西寺尾1000  
 ふれあい荘 」  
 「特別養護老人ホーム 博仁会桜荘 長野市篠ノ井二ッ柳字大当1535 」に改める。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年12月26日

長野県知事 阿部 守 一

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

山岳高原観光課

長野県公安委員会告示第53号

長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和元年長野県公安委員会規則第7号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和元年12月26日

長野県公安委員会委員長 山浦 悦子

名 称	条 項
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)	第5条第1項

交通規制課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
佐久小田井ショッピングセンター  
佐久市小田井613-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社タカサワマテリアル  
佐久市野沢94-1
- 3 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	4
出口	5	6
合計	9	10

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり